

はじめに

国土交通省では、平成 16 年に景観法を制定し、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずることとしています。

このため、国土技術政策総合研究所では、地域景観を特徴付ける眺望の保全・再生を促進することを目的として、日本庭園等の公園緑地における眺望の保全・再生を支援するため、公園緑地周辺の景観コントロールを実施する主体との連携が図れるよう眺望の保全・再生の考え方や眺望コントロールの手法等について検討を行い、手引き（案）として示すこととしました。

本資料では、様々な公園緑地周辺の景観コントロール実施主体を想定し、公園緑地における眺望景観に係る基本的な用語・事柄・法制度について整理する項目を設けるとともに、写真や図表などを用いて分かりやすくまとめることとしました。また、「原論編」「実践編」「事例編」の 3 部構成とし、公園緑地周辺の景観コントロール手法の実施方法を段階的に示した手順を示しました。

本資料が、今後、公園緑地の整備・管理に携わる行政担当者を始め、関連する事業者など多くの方々に参照、活用され、良好な景観形成を進める上での一助になれば幸いです。

平成 28 年 12 月

国土交通省国土技術政策総合研究所
副所長 香山 幹